中間市告示第55号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を 定める総理府令(平成12年総理府令第15号)別表備考の区域を次のように指定する。

区域の区分	指定する地域
а	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、
	中間市長が指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法
	第4条第1項の規定に基づき、中間市長が定める時間の区分及び区域
	の区分ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により第1種区
	域に区分された地域
b	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
С	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分さ
	れた地域

## 備考

この表は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する工業専用地域 及び臨港地区、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条に規定する臨港地区並びに 航空法(昭和27年法律第231号)第2条に規定する空港等については適用しない。

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男